

食品衛生関係行政処分取扱要領について

平成 13 年 3 月 30 日生衛第 819 号
一部改正 平成 17 年 3 月 31 日生衛第 1043 号
一部改正 平成 18 年 5 月 29 日生衛第 183 号
一部改正 平成 20 年 3 月 31 日生衛第 898 号
一部改正 平成 22 年 3 月 30 日生衛第 817 号
一部改正 平成 27 年 4 月 20 日食衛第 62 号
一部改正 平成 29 年 4 月 25 日生衛第 74 号
一部改正 令和 2 年 6 月 1 日生衛第 1419 号
一部改正 令和 3 年 6 月 1 日生衛第 1797 号
一部改正 令和 6 年 5 月 2 日生衛第 1149 号

このことについて、食品衛生関係不利益処分の公正性の確保及び透明性の向上を図るため、従来行っていた処分を整理し、別添 1 のとおり食品衛生関係行政処分取扱要領を定めましたので、別添 2 の運用上の留意点を踏まえ、適切な運用に特段の御配慮を願いたく通知します。

別添 1

食品衛生関係行政処分取扱要領

1 目的

この要領は、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号、以下「法」という。）、神奈川県ふぐ取扱い及び販売条例（昭和 34 年 7 月 7 日神奈川県条例第 26 号）及び魚介類行商等に関する条例（昭和 41 年 10 月 7 日神奈川県条例第 42 号）に基づく営業許可の取消、営業の禁止若しくは停止等必要な処分（以下、「行政処分」という。）の取扱について定めることを目的とする。

2 行政処分の基本原則

行政処分は、食品衛生上の危害除去又は危害拡大の防止を図るために行うものであることを基本とする。

3 行政処分の基準

処分の基準は、別表のとおりとし、別表中の各処分等の適用は、次のとおりとする。

(1) 廃棄処分（法第 59 条関係）

廃棄処分は、当該違反食品等が再製、転用、返品等が不可能な場合に適用する。ただし、再製、転用、返品等が可能な場合であっても必要と認められる場合にはこの限りでない。

(2) 危害除去に必要な措置命令（法第 59 条関係）

危害除去に必要な措置命令は、当該違反食品が再製、転用、返品等が可能な場合に適用し、次に掲げる処分により行うものとする。

ア 当該違反食品等が販売の過程にある場合は、販売禁止命令を行うものとする。

イ 当該違反食品等が製造又は使用の過程にある場合は、使用禁止命令を行うものとする。

ウ 必要な場合は、物品の回収又は移動禁止命令を行うものとする。

(3) 営業の禁止（法第 60 条関係）

営業の禁止（法第 68 条第 3 項に規定する施設にあつては、施設の使用禁止）は、食品衛生上の危害を除去し、再発防止が図られる期間を予測することができない場合に適用し、営業の全部又は一部について行い、再発防止が図られた時に禁止を解除するものとする。

(4) 営業の停止（法第 60 条関係）

営業の停止（法第 68 条第 3 項に規定する施設にあつては、施設の使用停止）は、食品衛生上の危害を除去し、再発防止が図られる期間を予測することができる場合に適用し、営業の全部又は一部について行い、期間は、再発防止措置を行うのに必要な期間とする。

(5) 許可の取消（法第 60 条関係）

許可の取消は、営業を継続することが食品衛生上極めて危険である場合に適用するものとする。

(6) 施設の整備改善命令等（法第 61 条関係）

ア 施設の整備改善命令は、法第 54 条に基づく施設基準に合致させるため、整

備改善を要する場合に適用するものとし、適用するに当たっては、期間を定めて行い、期間は整備改善を行うのに必要な期間とする。

イ 営業の禁止は、施設の整備改善を行わなければ食品衛生上の危害の発生防止ができない場合であって、施設の整備改善に要する期間を予測できない場合に適用し、営業の全部又は一部について行い、施設の整備改善が図られたときに禁止を解除するものとする。

ウ 営業の停止は、施設の整備改善を行わなければ食品衛生上の危害の発生防止ができない場合であって、施設の整備改善に要する期間を予測できる場合に適用し、期間は、施設の整備改善を行うのに必要な期間とする。

エ 許可の取消は、施設の整備改善を行わなければ食品衛生上の危害の発生防止ができない場合であって、施設の整備改善を図ることができない場合に、適用するものとする。

(7) 行政指導

ア 始末書等

始末書は、行政処分に至らない事項についての措置として営業者から徴取し、違反等の事実及び再発防止について記載されているものとする。

始末書徴取に当たっては、必要に応じ顛末書、改善計画書等を併せて徴取するものとする。

イ 指導票

法第8条1項、法第19条第2項、第51条第2項、第52条第2項、第53条第1項及び第54条に基づく基準の違反等について、文書による改善指導が必要な場合に交付するものとする。

ウ 改善勧告書

指導票により改善がされない場合及び法第19条第2項に基づく基準の違反であって健康への影響の程度が大きい場合に交付するものとする。

4 協議等

(1) 行政処分を行うに当たっては、県生活衛生課と適宜協議をするなど、適切に行うものとする。

(2) この要領に定めがない事項については、県生活衛生課と協議するものとする。

附 則

この要領は、平成13年4月1日から施行する。

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

この要領は、平成18年6月1日から施行する。

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

この要領は、平成29年4月25日から施行する。

この要領は、令和2年6月1日から施行する。

この要領は、令和3年6月1日から施行する。

この要領は、令和6年5月2日から施行する。

別表

違反事項	違反内容又は 条文内容	適用条文	行政処分等
法第6条	不衛生な食品 又は添加物の 販売等の禁止	法第59条 法第60条	(食中毒) 1 営業の禁止、停止又は許可の取消 集団給食届出施設にあつては、施設の 使用禁止又は停止 2 必要な場合、当該食品等の廃棄処分及 び危害除去に必要な措置命令 (食中毒以外) 1 当該食品等廃棄処分、危害除去に必要 な措置命令 2 必要な場合、営業の禁止、停止又は許 可の取消
法第7条 第1項～ 第3項	新開発食品等 の販売禁止	法第60条	1 必要な場合、営業の禁止、停止又は許 可の取消
法第8条 第1項	指定成分等含 有食品による 健康被害情報 の届出義務違 反	法第60条	1 指導票、始末書徴取等 2 改善勧告書(1の指導後) 3 必要な場合、営業の禁止、停止又は許 可の取消
法第9条 第1項	特定の食品及 び添加物の販 売等の禁止	法第59条 法第60条	1 当該食品等廃棄処分、危害除去に必要 な措置命令 2 必要な場合、営業の禁止、停止又は許 可の取消
法第10条	病肉等の販売 等の禁止	法第59条 法第60条	1 当該食品等廃棄処分、危害除去に必要 な措置命令 2 必要な場合、営業の禁止、停止又は許 可の取消
法第11条	重要工程管理 の措置が講じ られた食品又 は添加物以外 の輸入の禁止	法第59条 法第60条	1 当該食品等廃棄処分、危害除去に必要 な措置命令 2 必要な場合、営業の禁止、停止又は許 可の取消
法第12条	添加物等の販 売等の禁止	法第59条 法第60条	1 当該食品等廃棄処分、危害除去に必要 な措置命令 2 必要な場合、営業の禁止、停止又は許 可の取消
法第13条 第2項	食品又は添加 物の規格基準 に合わないも の製造販売 等の禁止	法第59条 法第60条	1 当該食品等廃棄処分、危害除去に必要 な措置命令 2 必要な場合、営業の禁止、停止又は許 可の取消
法第13条 第3項	一定量を超え た農薬等が残 留する食品等 の製造販売等 の禁止	法第59条 法第60条	1 当該食品等廃棄処分、危害除去に必要 な措置命令 2 必要な場合、営業の禁止、停止又は許 可の取消

法第 16 条	有害器具等の販売等の禁止	法第 59 条 法第 60 条	1 当該食品等廃棄処分、危害除去に必要な措置命令 2 必要な場合、営業の禁止、停止又は許可の取消 集団給食届出施設にあつては、施設の使用禁止又は停止
法第 17 条 第 1 項	特定の器具等の販売等の禁止	法第 59 条 法第 60 条	1 当該器具容器包装廃棄処分、危害除去に必要な措置命令 2 必要な場合、営業の禁止、停止又は許可の取消 集団給食届出施設にあつては、施設の使用禁止又は停止
法第 18 条 第 2 項	器具又は容器包装の規格基準に合わないものの製造販売等の禁止	法第 59 条 法第 60 条	1 当該器具容器包装等廃棄処分、危害除去に必要な措置命令 2 必要な場合、営業の禁止、停止又は許可の取消 集団給食届出施設にあつては、施設の使用禁止又は停止
法第 18 条 第 3 項	器具又は容器包装の規格に合わない原材料を器具又は容器包装への使用禁止	法第 59 条 法第 60 条	1 当該器具容器包装廃棄処分、危害除去に必要な措置命令 2 必要な場合、営業の禁止、停止又は許可の取消 集団給食届出施設にあつては、施設の使用禁止又は停止
法第 19 条 第 2 項	器具又は容器包装の表示の基準違反品の販売等の禁止	法第 60 条	1 指導票、始末書徴取等 2 改善勧告書（1 の指導後） 3 営業の一部禁止（適正な表示がなされるまで、当該品の販売禁止）、停止又は許可の取消
法第 20 条	虚偽表示等の禁止	法第 59 条 法第 60 条	1 当該食品等廃棄処分、危害除去に必要な措置命令 2 必要な場合、営業の禁止、停止又は許可の取消
法第 25 条 第 1 項	製品検査合格証のない添加物等の販売等の禁止	法第 60 条	1 営業の一部禁止（当該品及び使用品の販売禁止）、停止又は許可の取消 集団給食届出施設にあつては、施設の使用禁止又は停止
法第 26 条 第 4 項	命令検査による結果の通知前の販売等の禁止	法第 60 条	1 営業の一部禁止（当該品の販売禁止）、停止又は許可の取消
法第 48 条 第 1 項	食品衛生管理者の設置義務違反	法第 60 条	1 営業の禁止（設置されるまでの期間）又は営業の取消、停止又は許可の取消
法第 50 条 第 2 項	有毒、有害物質の混入防止基準の遵守違反	法第 60 条	1 営業の一部禁止（当該品の販売禁止）、停止又は許可の取消
法第 51 条 第 2 項	営業施設が実施する公衆衛生上措置の基準の遵守違反	法第 60 条	1 指導票、始末書徴取等 2 改善勧告書（1 の指導後） 3 営業の禁止、停止又は許可の取消 集団給食届出施設にあつては、施設の使用禁止又は停止
法第 52 条	器具又は容器	法第 60 条	1 指導票、始末書徴取等

第2項	包装を製造する営業施設が実施する公衆衛生上講ずべき措置の基準の遵守違反		2 改善勧告書（1の指導後） 3 営業の禁止、停止又は許可の取消
法第53条第1項	規格に適合した器具又は容器包装の販売における説明義務の違反	法第60条	1 指導票、始末書徴取等 2 改善勧告書（1の指導後） 3 営業の一部停止（当該品及び使用品の販売禁止）、停止又は許可の取消
法第54条	営業施設の基準の違反	法第61条	1 指導票、始末書徴取等 2 改善勧告書（1の指導後） 3 整備改善命令、営業の禁止、停止又は許可の取消
法第55条第2項第1号又は第3号	営業の許可欠格条項1の該当	法第60条	1 営業の許可の取消

違反事項	違反内容又は条文内容	適用条文	行政処分等
ふぐ取扱 い及び販売 条例	第6条第1号	絶対的欠格事由	第22条の3 1 免許の取消
	第10条	専属のふぐ包丁師の配置	第23条 1 業務の停止（専属のふぐ包丁師を配置するまでの期間）又は認証の取消 2 危害の防止、除去に必要な措置
	第11条	ふぐ包丁師の禁止事項	第23条 1 業務の停止（改善されるまでの間） 2 危害の防止、除去に必要な措置 3 必要な場合、免許の取消
	第12条	ふぐを食品として販売等する場合の有害部位の除去等	第23条 1 業務の停止（改善されるまでの間）又は認証の取消 2 危害の防止、除去に必要な措置 3 必要な場合、免許の取消
	第13条	認証書又は免許証の他人への貸与	第23条 1 業務の停止（改善されるまでの間）又は認証の取消 2 危害の防止、除去に必要な措置 3 必要な場合、免許の取消
	第17条	ふぐ加工製品の取扱いに係る禁止事項	第23条 1 業務の停止（改善されるまでの間）又は認証の取消 2 危害の防止、除去に必要な措置
	第18条	遵守事項	第23条 1 業務の停止（改善されるまでの間）又は認証の取消 2 危害の防止、除去に必要な措置 3 必要な場合、免許の取消
魚介類行商等に関する条例第11条（※）	許可の条件又は遵守事項に違反した場合の必要な指示	第12条 1 営業の停止（指示が守られる時までの期間）又は許可の取消	

（※）令和6年5月31日まで適用するものとする。

食品衛生関係行政処分取扱要領運用上の留意点

1 法第 6 条（食中毒関係）違反

- (1) 食中毒原因施設の処分は、原因食品又は病因物質が特定されない場合は営業禁止処分とし、原因食品及び病因物質が特定された場合は営業停止処分とする。
- (2) 飲食店営業における営業の禁止・停止にあつては、当該客席の使用はできないこととなるが、ホテル、旅館、宴会場における食中毒で、やむを得ない状況であつて、再発防止が担保できる場合は、客席の使用を認め、この際の処分は、営業の一部禁止・停止（調理行為並びに調理場及びその附属設備・器材の使用禁止・停止）とし、必要に応じ従事者の就業制限等、他法令に基づく措置について所管課と連携を図ること。
- (3) 必要な場合、原因食品について廃棄命令、使用禁止命令など適切な措置を併せて行うこと。

2 法第 6 条（食中毒関係以外）、第 9 条第 1 項、第 10 条、第 11 条、第 12 条、第 13 条第 2 項、第 13 条第 3 項、第 16 条、第 17 条第 1 項、第 18 条第 2 項及び第 3 項並びに第 20 条違反

- (1) 検査により違反と決定した食品等及び他の自治体、保健所又は検疫所から違反として通報された食品等については、6 (1) 及び(2)に該当する場合を除き、廃棄命令、販売禁止命令、使用禁止命令、回収命令又は移動禁止命令を行い、封印（所属、食品衛生監視員署名・捺印、年月日、数量等を記載）すること。また、必要に応じて営業の禁止・停止等を行うこと。
- (2) 販売禁止、使用禁止等の命令後において、当該営業者から経済的理由等から自主的に当該違反食品等の廃棄の申し出があつた場合は、任意廃棄の願いを提出させることとし、廃棄の確認を行うこと。
- (3) 再製が可能なものについては、当該営業者に再製の願いを提出させ、再製後、法に適合したことが確認されたときに、当該再製品の使用又は販売を認めるものとする。
- (4) 食品以外の用途に転用が認められる場合は、当該営業者に転用の願いを提出させ、当該違反食品等の転用を認めるものとする。
- (5) 残存量として規定されていない添加物については、製造状況を調査のうえ、違反についての判断を行うこと。

3 法第 19 条第 2 項違反

- (1) 適正表示等について指導票を用いて指導を行い、改善されない場合は改善勧告書を交付すること。
- (2) 処分を行う場合は、行政手続法に基づく手続きを行った上で、営業の禁止等必要な命令を行うこと。

4 法第 51 条第 2 項違反

- (1) 改善事項について指導票を用いて指導を行い、改善されない場合は改善勧告書を交付すること。
- (2) 処分を行う場合は、行政手続法に基づく手続きを行った上で、営業の禁止等必

要な命令を行うこと。

5 法第 54 条違反

- (1) 改善事項について指導票を用いて指導を行い、改善されない場合は改善勧告書を交付すること。
- (2) 処分を行う場合は、行政手続法に基づく手続きを行った上で、整備改善命令、営業の禁止等必要な命令を行うこと。
- (3) 食中毒発生施設に対する処分についても同様の手続きを行うこと。

6 県所管域外製造品等の取扱い

- (1) 県所管域外で製造又は輸入した食品等を違反とした場合

当該違反食品等を収去又は確認した販売店に対しては、速やかに店頭から撤去し、販売せず、製造者又は輸入者に返品等をするよう指導する旨の指導票を交付する。

ただし、違反となった原因が当該販売店にある場合及び当該販売店の営業者が上記指導に従わず速やかな危害除去が困難である場合は、販売禁止命令等の措置命令を行う。

いずれの場合にあっても、確認した当該違反食品等については、封印（所属、食品衛生監視員署名・捺印、年月日、数量等を記載）を行う。

- (2) 県所管域外で製造又は輸入した食品等の違反について他の自治体等から通報があった場合

販売禁止等の措置命令は要しないものとする。

また、すでに当該違反食品等の回収が着手されている場合は、原則として封印は行わないこととする。

ただし、重大な健康被害の可能性が懸念される場合は、通報元からの依頼に関わらず、封印を行うこととする。

- (3) 封印を行った違反食品等を返品する場合

封印のまま返品させること。